

山口県公立学校教職員公募型人事異動制度実施要項

山口県教育委員会

1 趣旨

この要項は、山口県公立学校教職員公募型人事異動制度（以下「公募型人事異動制度」という。）の実施に当たり、必要な事項を定める。

2 目的

公募型人事異動制度は、以下の目的を達成するために実施する。

- (1) 校長が、学校運営方針や教育目標を明らかにし、必要とする人材を公募することにより、学校教育目標の達成や活性化を図るとともに、自主的・自律的な学校運営に資する。
- (2) 積極的に挑戦しようとする教職員の意欲を生かし、その能力の一層の発揮を促すことにより、個々の資質能力の向上を図るとともに、中核となる人材の育成に資する。
- (3) 従来の人事異動に加えて実施することにより、一層の人事異動の活性化を図る。

3 内容

- (1) 教職員の公募を実施する学校（以下「公募校」という。）の校長は、学校の現状や教育目標等を公表する。
- (2) 公立学校の教職員は、希望する公募校1校に出願することができる。
- (3) 県教育委員会は、公募校の校長の意見や出願教職員の異動希望、出願教職員が所属する学校の校長の所見を考慮して人事異動を行う。

4 公募

- (1) 申請
 - ア 公募校の校長は、申請書（別紙様式1）を、県立学校にあっては県教育委員会に、市町立学校にあっては所管する市町教育委員会を経由して県教育委員会に提出する。
イ 翌年度、受入枠が見込まれる場合に限り、教職員を公募できるものとする。
- (2) 公募校の審査・決定
 - ア 県教育委員会は、審査会を開催し、当該年度の公募校を決定する。
 - イ 県教育委員会は、公募校の募集要項等を作成し、すべての公立学校に通知するとともに、ホームページ等で周知する。

5 出願

- (1) 出願要件

次の要件をすべて満たす者が1人1校に限り出願できる。

 - ア 現に公立学校等に勤務する教職員等（教諭、養護教諭）のうち、現任校等に年度末の時点で3年以上継続勤務している者
イ 出願する校種、教科等に必要な教育職員免許状を有している者
- (2) 出願手続

出願する教職員は、出願申請書（別紙様式2）・論作文（公募校が指定する様式）を所属校の校長に提出する。所属校の校長は、これらの書類に、「異動についての調査票」の写し及び副申書（別紙様式3）を添えて、県立学校にあっては公募校の校長に、市町立学校にあっては所管するそれぞれの市町教育委員会を経由して公募校の校長に提出する。
- (3) 報告

公募校の校長は、出願状況を出願状況報告書（別紙様式4）により、県立学校にあっては県教育委員会に、市町立学校にあっては所管する市町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

6 選考

(1) 書類選考

公募校の校長は、あらかじめ定めた選考方針に基づき、提出された書類を資料として選考を行い、選考結果を所属校の校長を通して出願教職員に連絡する。その際、書類選考により選考された者には面接する日時を連絡する。

(2) 面接

面接は、公募校の校長が実施する。

(3) 最終選考

公募校の校長は、出願教職員の意欲、能力、適性及び実績を判断し、公正な選考を行い、意見具申書（別紙様式5）により配置候補者の有無及び希望順位を県立学校にあっては県教育委員会に、市町立学校にあっては所管する市町教育委員会を経由して県教育委員会に提出する。

また、公募校の校長は、選考結果通知書（別紙様式6）により、県立学校にあっては所属校の校長に、市町立学校にあっては所管するそれぞれの教育委員会を経由して、所属校の校長に出願教職員の選考結果を連絡する。それを受け、所属校の校長は当該教職員に最終選考結果を伝える。

7 異動

県教育委員会及び市町教育委員会は、公募校の校長の具申を十分に考慮して定期人事異動を行う。

なお、異動（配置）をもって最終的な結果の通知に代える。

8 その他

(1) 公募型人事異動は、定期人事異動の中で実施するものであり、出願教職員も通常の人事異動の対象となる。

(2) 校種の異なる学校に異動した者は、原則として次回の異動では原籍校種に復帰するものとする。

附 則

この要項は、平成19年10月18日から施行する。

一部改正 平成20年10月21日

一部改正 平成21年10月 8日

一部改正 平成22年10月25日

一部改正 平成24年10月31日